

## 第6期と第7期の所得段階別保険料額の比較

市民税課税状況		収入額等の区分	第6期 (平成27年度から29年度まで)			第7期 (消費税10%引き上げ前)			第7期 (消費税10%引き上げ後)		
被保険者本人	世帯		所得段階	年額 (月額)	基準額に対する割合	所得段階	年額 (月額)	年増加額(対第6期額)	年額 (月額)	基準額に対する割合	年増加額(対第6期額)
非課税	非課税	・ 老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者 ・ 基準判定所得金額が80万円以下	第1段階	23,868円 (1,989円)	0.45	第1段階	26,352円 (2,196円)	2,484円	17,568円 (1,464円)	※ 0.30	△6,300円
		基準判定所得金額が80万円を超え120万円以下	第2段階	37,128円 (3,094円)	0.70	第2段階	40,992円 (3,416円)	3,864円	29,280円 (2,440円)	※ 0.50	△7,848円
		基準判定所得金額の合計が120万円を超える	第3段階	39,780円 (3,315円)	0.75	第3段階	43,920円 (3,660円)	4,140円	40,992円 (3,416円)	※ 0.70	1,212円
	課税	基準判定所得金額が80万円以下	第4段階	42,432円 (3,536円)	0.80	第4段階	46,848円 (3,904円)	4,416円	46,848円 (3,904円)	0.80	4,416円
		基準判定所得金額が80万円を超える	第5段階 (基準額)	53,040円 (4,420円)	1.00	第5段階 (基準額)	58,560円 (4,880円)	5,520円	58,560円 (4,880円)	1.00	5,520円
課税		基準判定所得金額125万円未満 (第7期では基準判定所得金額120万円未満となります。)	第6段階	60,996円 (5,083円)	1.15	第6段階	67,344円 (5,612円)	6,348円	67,344円 (5,612円)	1.15	6,348円
		基準判定所得金額125万円以上190万円未満 (第7期では基準判定所得金額120万円以上200万円未満となります。)	第7段階	66,300円 (5,525円)	1.25	第7段階	73,200円 (6,100円)	6,900円	73,200円 (6,100円)	1.25	6,900円
		基準判定所得金額190万円以上290万円未満 (第7期では基準判定所得金額200万円以上300万円未満となります。)	第8段階	79,560円 (6,630円)	1.50	第8段階	87,840円 (7,320円)	8,280円	87,840円 (7,320円)	1.50	8,280円
		基準判定所得金額290万円以上500万円未満 (第7期では基準判定所得金額300万円以上500万円未満となります。)	第9段階	84,864円 (7,072円)	1.60	第9段階	93,696円 (7,808円)	8,832円	93,696円 (7,808円)	1.60	8,832円
		基準判定所得金額500万円以上800万円未満	第10段階	98,124円 (8,177円)	1.85	第10段階	108,336円 (9,028円)	10,212円	108,336円 (9,028円)	1.85	10,212円
		基準判定所得金額800万円以上	第11段階	111,384円 (9,282円)	2.10	第11段階	122,976円 (10,248円)	11,592円	122,976円 (10,248円)	2.10	11,592円

基準判定所得金額は、第1～第5段階では課税年金収入額＋合計所得金額－年金所得金額、第6～第11段階では合計所得金額となります。

※消費税率の10%への引き上げ時に低所得者向けの保険料軽減制度が完全実施される予定です。これにより第1段階の基準額に対する割合は0.45から0.30へ、第2段階の基準額に対する割合は0.70から0.50へ、第3段階の基準額に対する割合は0.75から0.70へ、それぞれ軽減を予定しています。